



わたなべあきひろ  
**渡邊明博**

**質問**  
QUESTION

## やすらぎ苑の共同運用化の方向は

## やすらぎ苑運営連絡会で協議していきます

「副町長」

を進めるにあたり、輪之内町から共同運用の申し出があり、平成20年6月に建設費と維持管理費を人口割で負担する「共同運用に関する協定書」に

**質問**  
安八町の斎苑整備計画は、平成15年頃から始まったと記憶しています。

当時は3町広域で建設を考え、広域で運営する斎苑などを視察、研究しました。またその頃は、斎苑の利用は少なく、自宅での葬儀が多い頃でした。斎苑の劣化が進み平成19年度から斎苑計画

内容は、負担されるのは建設費、維持管理費であり、使用にあたっては安八町の条例を適用するものとなっています。

やすらぎ苑には町所有の資産があり、建設にあたって別途必要経費があったと聞いています。この協定書に「斎苑施設等共同利用については、今後一部事務組方式も検討するものとする。」とありますが、考え方をお聞かせください。

**回答**  
ANSWER

やすらぎ苑は平成20年10月に竣工、平成22年に増築しました。

当初計画では、町単独の施設として計画し、旧斎苑敷地だけでは手狭のため、町有のテニスコート敷地も組み込みました。

平成20年2月に、輪之内町から当町へ斎苑の共同利用の申し込み

がありました。両町所管課において、質問のほか建設工事費、維持管理費、周辺整備費などの経費負担について協議をしました。

その後、両町長で協議され、現在の経費負担割合で合意しました。合意を受けて、両町議会で経費負担割合、運営内容等の協議をしながら、当町の関係地区

の方々の意見を伺い、平成20年6月に両町の議会議長・区長会長を立会人に「斎苑施設共同運用に関する協定書」が締結されました。

定書に「共同運用については、今後一部事務組合方式も検討するものとする。」と記載されています。

一部事務組合方式は、やすらぎ苑全体に関する協議の場として、平成26年に両町の所管課で「やすらぎ苑運営連絡会」を立ち上げ、一部事務組合方式も含めて協議していますが、今後さらに一部事務組合の問題、負担割合も現在の人口割だけでなく均等割りについても取り組んでいきたいと考えています。

**提言**

町の姿勢は一部事務組合に向かっています。

両町が対等の立場でできるような方向性を考えていただき、少しでも前へ進んでいくような考え方でお願いをしたい。



町の斎苑「やすらぎ苑」

この協